

## 「北海道花き振興条例」の施行状況等について

### 1 趣旨

北海道花き振興条例(以下「条例」という。)は、花き産業の持続的な発展及び花きを活用した道民の豊かで健康な暮らしの実現を目指し、道民の総意として、令和2年7月14日に制定された。以降、道は条例に基づき施策を推進しているところ。

条例附則2において、知事は5年ごとに条例の施行状況等を検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずることが規定されており、本年は検討年度に当たるため、所定の規程に基づき検討を実施する。

**【附則2】**知事は、施行日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 2 検討方法

条例を、①必要性、②効果、③基本方針との適合性、④適法性、⑤規定の適正化の観点で施行状況等を検討。

【検討に当たっての主な観点】

検討項目	主な観点
①必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例が対応しようとしていた課題は、現在もあるか</li> <li>条例で対応しなければならない課題であるか</li> <li>道が対応すべき課題であるか</li> <li>条例は、類似法令の制定等により、不要となっていないか</li> <li>行財政改革や規制緩和の観点から条例を廃止できないか</li> </ul>
②効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の規定は、活用されているか</li> <li>課題は、現行の規定で十分に解決できているか</li> <li>条例に基づく事業等に係る政策評価で効果が認められているか</li> </ul>
③基本方針との適合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の内容が、道政の長期的な基本方針(北海道総合計画等)に適合したものになっているか</li> </ul>
④適法性	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の内容が、法令の範囲内であるか</li> </ul>
⑤規定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会情勢の変化等に伴い適切でなくなった表現(古い表現等)はないか</li> <li>規定の運用に当たり、解釈に疑義(規制対象が不明確等)が生じることはないか</li> </ul>

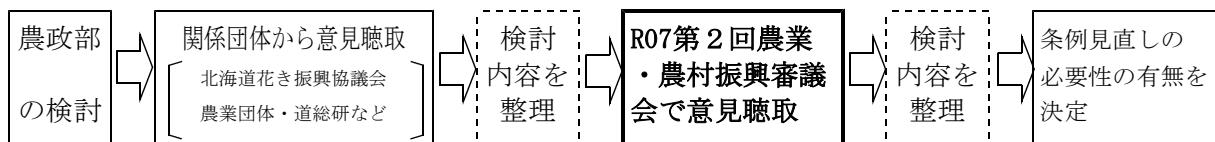
### 3 関係団体からの意見

令和7年10月7日に、道内の花きの生産・流通・販売等の関係機関・団体から成る「北海道花き振興協議会」の構成員に意見聴取を行ったところ、「花き産業の持続的な発展等に条例の果たす役割は大きく、これまでの取組を継続すべき」との意見が大半であり、条例の見直しを求める意見はなかった。

### 4 検討結果

別紙「北海道花きの振興に関する条例の施行状況等の検討チェックシート」により検討した結果、条例に掲げる課題は現在も解決しておらず、条例の必要性は引き続き高いこと、条例は北海道総合計画をはじめとする道政の長期的な基本方針に適合していること、各規定の表現も適正であることなどから、条例はおおむね適正に運用されており、見直しの必要はないと考える。

### 5 検討の流れ



## 北海道花きの振興に関する条例の施行状況等の検討チェックシート

区分	条例の施行状況等の検討
<b>(1) 必要性</b>	
① 条例が対応しようとしていた課題は、現在もあるか	本条例は、花きの振興に関する施策を総合的に推進することにより、花き産業の持続的な発展及び花きを活用した道民の豊かで健健康な暮らしの実現を目指しているが、花きの生産、流通及び販売を行なう者の担い手不足や高齢化の進行、花きの需要の減少という課題は、現在も変わっていない。
② 課題は、条例で対応しなければならないものか	本条例は、道民の総意として制定された条例であり、すべての道民に恩恵が享受されることがら、引き続き条例で対応しなければならない、という認識は現在も変わっていない。
③ 課題は、道が対応すべきものか	本条例は、道民の豊かで健健康な生活の実現を目指しており、広域自治体である道が対応する体制を維持していくことが必要。
④ 条例による規制や付与利益の程度が、現在の社会情勢の下で必要以上のものとなつていいのか	該当なし
⑤ 条例は、類似法令の制定等により、不要となつていいか	類似法令はない。
⑥ 条例制定の根拠となる法令の規定が、改正又は廃止されているか	該当なし
⑦ 条例に基づく事業等に係る政策評価における今後の方向性を反映する必要はないか	関連事業の今後の方向性については、施策評価(基本評価)の結果に基づき対応しており、現時点では本条例に反映させる必要性は生じていない。
⑧ 行財政改革や規制緩和の観点から、条例について廃止することはできないか	本条例は、花き産業の持続的な発展及び花きを活用した道民の豊かで健健康な暮らしの実現を目指すため、不可欠なものである。
⑨ 市町村でも担うことができる事務を定めている場合、地域主権の実現の観点から、条例を廃止することはどうないか、	該当なし
<b>(2) 効果</b>	
① 現行の規定は、活用されているか	道の役割、道民の役割、花き産業従事者等の役割など、全ての規定が活用されている。
② 課題は、現行の規定で十分に解決できているか	本条例に基づき、課題解決に取り組んでいる。
③ 条例に基づく事業等に係る政策評価において、事業等の効果が認められているか	条例に基づく政策評価は、「順調」と評価。
<b>(3) 基本方針との整合性</b>	
条例の内容が、道政の長期的な基本方針(特定分野計画等)に適合したものとなつているか	北海道総合計画の特定分野計画に位置付けられている北海道農業・農村振興推進計画において、高品質な花きの安定生産や花き文化の振興等を推進することとしており、道政の長期的な基本方針に適合している。
<b>(4) 適法性</b>	
条例の内容が、法令の範囲内であるか	花きの振興に関する法律など関係法令の範囲内である。
<b>(5) 規定の適正化</b>	
① 社会情勢の変化等に伴い適切でなくなった表現(古い表現等)はないか、	該当なし
② 規定の運用に当たり、解釈に疑義(規制対象が不明確等)が生じたことはないか	該当なし
③ 引用法令の改正や事業の廃止等に伴う改正漏れ(条項ずれや廃止事務に係る手数料の廃止漏れ等)はないか、	該当なし
<b>〔条例の施行状況等の検討結果〕</b>	条例の運用や条文は適切であり、現行どおりとする。

# 北海道花きの振興に関する条例の概要

## 目的

- 花き産業の持続的な発展及び道民の豊かで健康な生活の実現

## 花き産業事業者等の役割

- ・質の高い花きの供給や花きの活用促進のための普及・啓発
- ・道の施策に協力

## 定義

- ・花き～鑑賞の用に供される植物
- ・花き産業～生産、流通及び販売の事業

## 道の役割

- ・施策の総合的な推進
- ・花き振興計画の策定
- ・国、市町村、道民・花き産業事業者などの連携

## 道民の役割

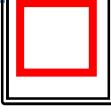
- ・花きに対する理解を深め、活用に努める
- ・道の施策に協力

## 花の日

- 北海道花の日(8月7日)の制定

# 北海道花きの振興に関する条例に基づく取組について

道は、条例に基づき、花きの振興に関する施策を総合的に推進。  
令和7年度は、条例の制定から5年を迎えることから、「北海道花の日」PRを強化。

		5～6月	7月	8月	9月	10～12月	1～3月	備考
<b>表 敬</b>	継 知事表敬 (カーネ部会) 5/7				<b>継 8月5日(火)知事表敬（花き振興協議会他）</b>			 
<b>展示・体験等</b>	新 花フェスタ でのPR 6/28,29			<b>新 7月25日(金) 知事記者会見</b>	 	<b>新 8月4日(月) 【札幌園】 北海道お花のフェスティバル</b>	 	 
<b>北海道 フラーーオーク</b>	継 花いっぱい プロジェクト ①鉢花 6/6	1回目 7/4	2回目 9/12					
<b>お花写真募集</b>	募集 6/26～10/31							協力：雪印メグミルク

# 北海道花きの振興に関する条例

令和2年7月14日北海道条例第81号

花きは、その彩りの美しさや香りにより、多くの人々に潤いと安らぎを与え、豊かで健康な暮らしをもたらしている。北海道では、冷涼な気候を生かした花きの生産が国内有数の規模で行われており、高品質な花き産地として高い評価を得ている。

今後も高品質な花きの産地としての評価を維持していくためには、花きの生産、流通及び販売を行う者の担い手不足や高齢化の進行、さらには花きの需要が減少しているといった課題があり、これらの課題に対応していく必要がある。

こうした考え方立って、花きの振興に関する施策を総合的に推進することにより、花き産業の持続的な発展及び花きを活用した道民の豊かで健康な暮らしの実現を目指し、道民の総意としてこの条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、花きの振興に関し、道、道民、花き産業事業者及び関係団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、花きの振興に関する施策を推進するとともに、花き産業の持続的な発展及び道民の豊かで健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「花き」とは、観賞の用に供される植物をいう。

2 この条例において「花き産業」とは、花きの生産、流通及び販売の事業をいう。

## (道の役割)

第3条 道は、花きの振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 道は、花きの振興に関する法律（平成26年法律第102号）第4条第1項に規定する振興計画を策定するものとする。

3 道は、花きの振興に関する施策の推進に当たっては、国、市町村、道民、花き産業事業者（花き産業を営む者をいう。以下同じ。）及び関係団体との連携に努めるものとする。

(道民の役割)

第4条 道民は、花きに対する理解を深め、日常の生活で花きを活用するよう努めるものとする。

2 道民は、道の実施する花きの振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(花き産業事業者等の役割)

第5条 花き産業事業者及び関係団体は、質の高い花きの供給及び道民の花きの活用を促進するための普及啓発に努めるものとする。

2 花き産業事業者及び関係団体は、道の実施する花きの振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(花きの振興に関する施策)

第6条 道は、花き産業事業者の安定的な生産及び流通の高度化を図るため、人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、家庭、学校、地域その他の道民の日常の生活における花きを活用した取組を促進するため、花きとのふれあいの場及び機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、道民の花き及び花きの文化に対する理解を深めさせるとともに、普及啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 道は、まちづくり及び公共施設、社会福祉施設その他施設における花きを活用した取組を促進するため、花きの活用に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(北海道花の日)

第7条 道民の花きに対する関心及び理解を深めさせるとともに、積極的に花きを活用する機運を高めるため、北海道花の日を設ける。

2 北海道花の日は、8月7日とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。